

令和3年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和3年3月22日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修	
副町	長	仲田	不二雄	
教	育	長	高岡	秀夫
まちづくり	戦略課	長	小林	克成
総務	課	長	鯉渕	和己
町民	課	長	雨宮	忠芳
財務	課	長	船橋	行子
税務	課	長	鈴木	貴司
健康	保険課	長	飯村	正則
長寿	応援課	長	井上	優
福祉	こども課	長	増井	栄一
農業	政策課	長	山口	成治
都市	建設課	長	大津	好男
下水道	課	長	皆川	尊志
会計課	長（会計管理者）		久保田	和美
水道	課	長	阿久津	恵三
農業	委員会事務局	長	高瀬	浩文

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和3年3月22日（月曜日）

午後 2時03分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第1号 | 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公 |

費負担に関する条例の制定について

- 日程第12 議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更について
- 日程第14 議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第14号 令和2年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第17 議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算について
- 日程第24 議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第30 発議第1号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第32 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第33 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第34 報告第1号 城里町原動機付自転車試乗用標識の貸与に関する規則の制定
- 日程第35 報告第2号 城里町防災行政無線個別受信機の設置及び管理に関する規則の制定
- 日程第36 報告第3号 城里町水田農業構造改革対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

- 日程第37 報告第4号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示
- 日程第38 報告第5号 城里町文書整理保存規程の一部を改正する訓令
- 日程第39 報告第6号 令和2年度城里町地域間幹線系統確保維持対策費補助金交付要綱の制定
- 日程第40 報告第7号 令和3年度城里町成人式延期に対する給付金交付要綱の制定
- 日程第41 報告第8号 城里町新型コロナウイルスワクチン集団接種事業協力金交付要綱の制定
- 日程第42 報告第9号 城里町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の制定
- 日程第43 報告第10号 城里町鳥獣被害対策実施隊補助員設置要綱の制定
- 日程第44 報告第11号 城里町元気アップ振興券（第3弾）事業実施要綱の制定
- 日程第45 報告第12号 城里町元気アップ振興券（第3弾）事業補助金交付要綱の制定
- 日程第46 報告第13号 令和2年度行政評価報告書
- 日程第47 報告第14号 城里町財務書類4表（令和元年度決算）
- 日程第48 報告第15号 令和2年度城里町教育委員会外部評価委員会点検報告書（令和元年度分対象）
- 日程第49 報告第16号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）
- 追加日程第1 発議第2号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 議案第1号
- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議案第27号

議案第28号

発議第1号

発議第2号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第1号

報告第2号

報告第3号

報告第4号

報告第5号

報告第6号

報告第7号

報告第8号

報告第9号

報告第10号

報告第11号

報告第12号

報告第13号

報告第14号

報告第15号

報告第16号

午後 2時03分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
代表監査委員、横倉好夫君は欠席となっております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて

○議長（関 誠一郎君） それでは、本日の議案の質疑から入ります。
初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第1号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第2号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第2号について質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第3号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第4号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予
防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 令和2年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 長寿応援課長にちょっと聞きたいんだけど、これ介護予防のほうかな、ホロルに渡す事業、330万円の予算が計上されているんだけど、契約書どおりにいけば296万円しかいかないのよ。去年も330万くらい予算つくっていて、300万しかない、修正しちゃって300万しかないところに329万6,000円払っているようだけれども、今回は330万、何で、これ契約書どおりにいくとこの計算にはならないんだけど、ちょっと計算の仕方を教えてください。長寿応援課長。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長 井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ、なかなか執行のほうはコロナ等もありまして進んでいない状況もあるんですけども、今回の補正予算につきましては、まだ1月下旬締めということもありまして……

○14番（小坪 孝君） はっきり教えてください。何で契約書どおり計算がっていないのか。

○長寿応援課長（井上 優君） 当初予算どおりではないんですけれども、一応、事業計画のとおり進めるということで、予算のほうは確保する形で、予算の計上をしております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何でこの計算に330万円になるんですかっていう話を聞いているんですけども、いいですか、契約書でいけば3か月で12回、週1回、それも最高で20名ね。それでいくと296万円しかなんないんだよ。それが何で330万円の予算を出すんですかっていうの。契約書どおりでいくと週1回、最高で20人、それが3か月で12回、それを4か月に計算してみてください。480万円の4回分は幾らですか、330万円になるんですか。契約書どおりにいったら330万円になんないでしょうっていうの。去年の9月から、決算から、ずっと言っているのに、なぜこういう予算が出てくるんですかっていうの。ちょっと何で330万になんとか教えてください。長寿応援課長、去年の9月から話をしていることなんだから。

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩とします。休憩中に長寿応援課の課長が調査したいということですので、お願いします。

午後 2時12分休憩

午後 2時18分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 大変失礼いたしました。私は25号って聞いちゃったもんですから。25号で聞きますので、よろしく。

議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算について

○議長（関 誠一郎君） ただいま、3番猿田正純君ほか3名から、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算に対する修正動議が提出されております。

この動議は所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第22号に対する修正案を配付させます。

〔修正案配付〕

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてと併せて、修正案を議題といたし、提出者の説明を求めます。

3 番猿田正純君。

〔3 番猿田正純君登壇〕

○3 番（猿田正純君） 議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算に対する修正案について説明をいたします。

修正案の2ページをお開きください。

議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、101億9,000万円を101億3,543万1,000円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入20款繰入金、2項基金繰入金9億450万1,000円を8億4,993万2,000円に修正し、歳入合計101億9,000万円が101億3,543万1,000円になるものです。

次に、歳出です。

3款民生費、2項児童福祉費8億2,815万円を修正し、7億7,358万1,000円とし、民生費が24億8,371万5,000円となり、歳出合計101億9,000万円が101億3,543万1,000円になるものです。

歳入では基金繰入金を、歳出では児童福祉費をそれぞれ5,456万9,000円減額するものです。

今後、入園する子供がいないのにななかいこども園を移転・新築をするという設計費を削減するものです。また、現在、旧畜連跡地に石塚小学校の学童保育園を建設しているにもかかわらず、旧常北幼稚園を学童保育園として利用する予算を減額するものです。

七会中学校は建設10年で廃校になり、負の遺産となりました。同じ過ちを起こさないために減額をいたします。

詳細につきましては、3ページから、事項別明細書をご覧ください。

以上、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算に対する修正案について説明をいたしました。

○議長（関 誠一郎君） これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう不明な点について提出者へ説明を求めるものです。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、申し添えます。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第22号についての質疑を求めます。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 今回の議案第22号の一般会計予算の中に、七会地区の光ケーブル

ルが4,500万円弱ですかね、入っておられると思うんですけども、これはどうしても必要なものかどうか、この説明をよろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

七会地区の光ファイバー網の設備の更新事業費ということで、本当に必要なのかというお話でございました。これにつきましては、七会地区の光ケーブルは、他の業者が参入できない、NTTさんなどが参入できないということで、総務省のほうからも補助を頂きまして、2004年に構築し、現在17年を経過しているところでございます。そのような中、光のケーブルのほうはまだ大丈夫なんですけど、どうしても機械のほうに不具合が出ているという状況でございまして、利用者の方、約300人ほどおるんですけども、その方々にも迷惑をおかけしているという状況がここ何年も続いております。

そうした中で、インターネットの回線をより安全に利用していただくために、今、七会地区4か所に機械等が設置してございますが、経年劣化のためにそれらの機械を交換して、より安全・安心して使えるインターネット網を構築するものでございますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに存じます。

また、これに当たりましては、今、NTTのほうでもポケットWi-Fiとかいろいろなものも使用できるというようなことは重々承知はしてございますけれども、七会支所、また七会の小学校には光ケーブルを通して情報等を共有してございますので、それらの観点から、いずれにしましても光ケーブルで今後とも事業を推進していきたいというふうに考えてございますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） よく分かりません。というのは、私は防災無線の設置のときに七会地区はあの光ケーブルがあるので、それを使えばいいんじゃないですかと、活用すればいいんじゃないですかということで、私はここで提言したと思うんですね。だったら、前に、17年前ですか、17年前に総務省から補助金を受けたときの大義は、あくまでも防災無線なんじゃないですか。それがインターネットですか、各家庭の。各家庭のインターネットとかそういうもので総務省が補助金を出すんですか。

それで私は、それもありますし、もう大義は十分に済んで、今度、町内一斉の防災無線が完備されたということで、それでも七会地区の光ケーブルについてはもう用は終わったのかなというふうに思っていました。また、私が提言したとき、じゃ光を今度どういうふうにしていくんだというのも両輪で考えていただければよかったですよ。しかも何の戦略もなしにそれをそのまま使って、年間1,000万近くですか、維持管理費がかかりますよ。今回はいろんな機械を直すということで4,500万程度のせてありますけれども、実際

にインターネットをつないでいる方は294名と言われましたけれども、これ割り返すとですね、15万円強になりますよね、1戸当たり。だったら、別の方法があると思うんですよ。例えばポケットWi-Fiにするとか、あと携帯電話を使っただけのテザリングとか、そういったものは1,000円、2,000円で十分にできるわけですね、デメリットもありますけれども。なぜそういうことを、今インターネットをつないでいる方はいますけれども、その方たちは多分4,000円以上の使用料を払って加入されていると思うんです。でも、ポケットWi-Fi、それからテザリング、こういったものはほんの1,000円から、テザリングが2,000円ぐらいでできる。それと、ポケットWi-Fiだったら3,500円ぐらいからありますよ、私もポケット持っていますけれども。そのほうが使用者のために、町民のためになるんじゃないですか。しかも行政からのお金を出さなくて済むということで。誰が考えてもそのほうがよろしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どうですか、課長。

○議長（関 誠一郎君） ちょっとお待ちください。

この議案の質疑は、個人の意見じゃなくて、全体のもので質疑をお願いしたいと思います。

答弁しますか。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 昨今ですね、国のほうもデジタル化を目指すということで、あらゆる行政手続がインターネットで行われるようになっております。ですから、どのような僻地に住んでいてもきちっと高速インターネットが使える環境を整えるというのは、行政として大切なことだというふうに思っております。

携帯があるじゃないかというんですが、実際、例えば城里町の徳蔵団地でも携帯が入らなかつたりします、入りが悪かつたりします。それを理由に入居を渋る方もいらっしゃいますが、町の公営住宅団地ですらドコモの高速5Gとか4Gとかですね。家で携帯を使って動画が町の公営住宅でも必ずしも無線では見れないという場所もありますから。Wi-Fiも光ファイバーが来ていることが前提で家の中でWi-Fiになりますので、あまねくどこに住んでいてもインターネットが使える環境を整えるというのは、必要なことだと思っております。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の町長の答弁聞いて、要するに今、常北町の方は光ケーブル、非常に契約が高いんだよとこぼしています。そういう形からいくと、今の町長の発言からいくと、常北町、桂の光ケーブルに入っている人にも補助金を出していただきたいと思えます。要望しておきます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 先ほどは大変失礼いたしました。

介護予防事業で、先ほども言ったんですけれども、330万、1人3,000円で1日1回という契約書、それで週に1回、3か月で12回という契約になっております。それからいくと、この予算が330万に達していなくてもね、いいわけなんですよ。

それであると、令和元年度に410円の参加料を取っていたやつも、それも使途不明金になっている。これのほうに参加料の予算はどこに入っていますか。それ併せて、何で330万になるのか、ちょっと計算教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

65歳から始める健康づくり教室につきましては、ほぼ令和2年度の予算編成と同じだと、若干上がっておりますけれども、事業内容は同じような形で進めるように予算のほうは計上しております。

また、410円につきましては、委託先のホロルの湯のほうで、入館料という形で徴収しておりますので、本事業とは直接関わるものでないので、こちらのほうでは収入とか支出に直接関係したものではありません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 何で3,000円で12回で20名で330万円の予算が組めるんですか。それで410円が参加料って入っているのに、その参加料というのはどこに入るんですかっていったら、何て言ったんですか、ちょっと聞こえづらいんですけども。330万、どうやって計算になるんですかっていうの。満額でいったって296万円しかないのに。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） こちらにつきましては、予算ですので、執行に直接、まるっきり、結果として合致した額でしたら一番よろしいんですけども、見込みの段階でその予算の枠内で収まるような計算をしておりますので、若干のそういう開きが契約上は生ずるものと思います。

以上です。

○14番（小坪 孝君） 410円は。参加料。

○長寿応援課長（井上 優君） 410円につきましては、結果としてホールの湯のほうで開催しておりますので、そのホールの湯のほうに入るための入場料ということで、本事業に直接関係しているものではございませんので、収入とか支出に関連している金額は計上しておりません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に答弁が残念だな。同じ役場内について、保険課では同じ410円が適正に収支決算書がされているんですよ、同じ運動で。そういうきちんと収支決算をされている保険課があって、予算も満額で取ったって30万が何でね、50万、大体、なぜ取れるですかという話をしているのに、何これ契約以外でも払えるのけ。もっともな、令和元年度に予算にないのに、300万しかないのに329万6,000円払っているんだから、何でもいいんだわな。

○議長（関 誠一郎君） 答弁いいですか。

○14番（小坪 孝君） 何で払えたんだかちょっと。多めに取ってあんたら払えるかな。取っていなくたって払えちゃうんだ。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 執行につきましては、契約に基づいて適切に支払いたいと思います。

以上です。

議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第26号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第27号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第28号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で質疑を終結いたします。

予算特別委員長報告

○議長（関 誠一郎君） 次に、予算特別委員会に付託されました議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてから、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についての審議結果について、予算特別委員長からの報告を求めます。

予算特別委員長河原井大介君。

〔予算特別委員長河原井大介君登壇〕

○予算特別委員長（河原井大介君） 予算特別委員長の報告。

予算特別委員会を代表いたしまして、委員長としてご報告を申し上げます。

今期、町議会定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第22号から議案第28号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

初めに、総務民生常任委員会は、3月16日火曜日午前10時から、城里町役場3階委員会室において開催し、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算所管分、議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について審査を行いました。

次に、教育産業常任委員会は、3月17日水曜日午前10時から、城里町役場3階委員会室において開催し、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算所管分、議案第26号 令和

3年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算について審査を行いました。

2 常任委員会とも審査は執行部より関係課局長の出席を求め、予算書の歳入歳出事項別明細書及び主要事業一覧により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会では、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算所管分、議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算について委員会で審査をした結果、賛成少数により否決との報告を受けました。

また、教育産業常任委員会では、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算所管分、議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算、議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算の4件につきましては、全会一致により原案のとおり可決との報告を受けました。

審査の過程において、委員から出された主な質疑につきましては、お手元に配付をしております報告書をご覧くださいと思います。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、予算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、令和3年度城里町議会予算特別委員会審査報告書が、予算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧お願いいたします。

討論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。

初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「議長、8番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 8番、河原井大介君。

これより討論に入ります。

討論は1人1回の原則により1回のみとし、なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

8番、河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

前回の専決処分問題、12月議会でも、そして朝日新聞報道でもさんざん言ってきましたけれども、専決処分とは本来、議会の議決、決定を得なければならないことについて、地

方公共団体の長が、首長がですね、地方自治法179条の規定に基づいて議会の議決決定の前に自ら処理することを言うわけです。その専決できる要件、これは厳しく法律で定められています。

4つありますけれども、1つ目は地方公共団体の議会がどうしても成立できないとき、何らかの理由があって議会が成立できないとき。2つ目には、議長、または議員が親族の従事する業務に直接の利害関係があるため、113条にはただし書があるんですが、除斥事項に該当する場合において、会議を開くことができないとき、議員が集められないときですね。3点目、普通地方公共団体の長において、議会の議決的事案について特に緊急を、緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると客観的に認められたときです。4点目、議会において議決すべき事件を議決しないとき。

今回の専決処分は3点目の時間的余裕がないとき、緊急を要するため時間的余裕がないときとされています。その内容は、前々から何度もお話ししていますが、あまりにも拡大解釈しすぎ、これが問題でありますと何度も何度もお伝えしています。今回の内容については、ワクチン接種の体制を整備するとか、鳥インフルエンザに使用した施設の清掃であります。来年度5月頃配布される予定の振興券の事業費だとか図書購入費、成人式に対してお祝金を支給すると、そういった内容です。

この内容については、専決でもう既にお金を使いましたという専決処分ですから、この内容についてイエスかノーか言及するということはいたしません、これはですね、議会を招集する時間的余裕がないということには全く該当いたしません。通常、議会招集日には3日、もしくはとても忙しいとき、緊急時には24時間、1日でよいというふうにされています。また、緊急を要するはずの専決処分であるにもかかわらず、この今回の議会の専決処分には減額処分までされています。緊急を要する専決処分なのに支出、要はですね、緊急を要する支出ですから、当然お金を出すだけ、支出のみであるべきなんです、職員の報酬を減るとか、バス運行委託の減額等々、3月議会、まさに今の議会で、当初予算で上程される内容が盛り込まれているということです。

ですから、何度も言いますが、専決処分、拡大解釈をしすぎていて、緊急を要するためでもないのに、議会を招集する時間があるにもかかわらず、専決処分としている内容については、これは問題でありますということを述べさせていただきます。まずあり得ないということですね。これは3月議会で財政調整基金の取崩しを小さく見せるためのものではないかなと推察をいたします。

この専決処分の判断というのは、客観性がなければなりません。そうでない場合には法令違反、違法であり、議会の議決権の侵害となります。去年は臨時議会を6回も開催しています。今年は鳥インフルエンザがありました。2月8日で職員さんの動員、お仕事は一応終わりになっています。この専決処分の日は2月24日であります。時間的余裕がないとは言えません。24時間、たった1日でも、その前にですね、各常任委員会等や議長に最初

に根回しをしながら、こういう予算をつくりたいということをしつつ段取りをするということも付け加えておきます、通常のやり方ですね。

議員の皆さん、これはですね、選挙で選ばれて、行政の監視だったりチェック機能ということで、町民から信託を受けてされています。この監視をきちっと考えなければいけないということになります。法律に、中身についてはちょっと置いておきますが、ルール上、この専決処分というのは、何度も何度も、要は議会への説明なしにお金を使えるという権限ではありますが、そのルールをちょっと拡大解釈しすぎている。議決権をやはり、これは侵害、逆に言えばですね、議会をちょっと無視をした形になってしまう違法行為であるということは、我々議員が認識をしなければなりません。

要は、この専決はいずれにしても法令違反、何度も何度も、もう半年間言い続けていますけれども、専決処分をやりすぎるということ、楽かもしれません、簡単かもしれないけれども、もうちょっとしっかりと法律を認識し、税金の使い方、それを首長の判断によって好き放題使ってはいけないということを改めてここで付け加えさせていただきます。

つまるところ、これを認めるということは、議会の政策の最終決定、議会の最終の政策意思決定の権限を放棄するということになりますので、この専決処分、きちっと反対をしていければというふうに思っています。

なお、専決処分の不承認に伴う措置についてですが、これは地方自治法第179条第4項で、専決処分について承認を求める議案が否決されたとき、もしこの後ですね、この承認は不承認ですよとなった場合、不承認になったところで、もう既にお金は専決処分で支払っていますから、何も変わりません。しかしながら、不承認ですよと、これはちょっとおかしいんじゃないですかと、議会からお話があった場合は、この当該措置に関して必要と認められる措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないというふうに書いてあります。地方自治法第179条第4項、専決処分については、承認を求める議案が否決されたときは、普通公共団体の長は、速やかに当該支出に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないと規定されています。不承認の場合、それにのっとった対応をするように申し添えながら、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で承認第1号に対する討論を終結いたします。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第1号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第2号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。
〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとし、なお、発言時間は10分以内といたします。
まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子。

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

黒澤止幾基金条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

2020年11月の広報紙に町長と湯浅由三氏との黒澤止幾に関する対談が載っていました。その中で町長は、黒澤止幾が日本における女性の第1号教師という位置づけを「まさにタイトルどおり「時代に創られた」ということですね」と湯浅由三著の「黒澤止幾（止幾子）伝と渾沌」という本の帯にあるフェイクをそのまま受け取り、同調しています。さらに、広報12月号のしろさと郷土検定では、黒澤止幾を女性教師の先駆けとなった人物として紹介しています。

2017年3月発行の城里学ぶっくには、日本で初めての女性教師として紹介し、町内の子供たちに読ませています。それが対談及び郷土検定では、真っ向から否定されています。湯浅氏の本の中に、当時6年生の女の子の感想が載っています。黒澤止幾のことを知った喜びをつづっていて、その最後に、「私も黒澤止幾みたいな女性になりたいです」と書いています。今回の広報での対談、郷土検定の内容は、当時の小学校児童の夢や憧れを打ち砕くものにほかなりません。この本によって、学ぶっくの内容が否定されるなら、史跡の保存の意味は薄れるのではないのでしょうか。

黒澤止幾に対する町長の姿勢を含め、この基金条例には賛成できません。

以上です。反対討論です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。
〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可をいたします。
〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにありませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で議案第11号に対する討論を終結いたします。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第26号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第27号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第28号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

採決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。

初めに、承認第1号 専決処分第1号（令和2年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。本案は原案のとおり承認されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第1号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第2号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第3号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第4号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第5号 城里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第6号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第7号 城里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第8号 城里町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第9号 城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第10号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第11号 城里町黒澤止幾基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第12号 合併まちづくり計画「城里町建設計画」の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第13号 令和2年度環境センター解体撤去工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第14号 令和2年度常北小児童クラブ新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第15号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第16号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第17号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第18号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第19号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第20号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第21号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第22号 令和3年度城里町一般会計予算についてを

採決いたします。

最初に、修正案について採決いたします。

議案第22号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第23号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第24号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第25号 令和3年度城里町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第26号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第27号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会

計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第28号 令和3年度城里町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で採決を終結いたします。

発議第1号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第30 発議第1号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第1号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります議会運営委員長阿久津則男君より発議第1号の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） それでは、発議第1号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

ペーパーレスになるタブレット議会に対応すべく、議会会議規則の一部を改正するものであります。

主な改正点は、禁止する携帯品のうち、「写真機及び録音機の類い」を削除するものであります。

委員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

次に、発議第1号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ただいま阿久津則男君ほか6名から、杉山 清議員に対する辞職勧告決議についての動議が提出されました。

この動議は、城里町議会規則第16条に規定する1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたします。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

○議長（関 誠一郎君） ここで、杉山 清議員の除斥をお願いいたします。

〔12番杉山 清議員除斥〕

発議第2号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第1、発議第2号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります10番阿久津則男君より発議第2号の趣旨説明を求めます。

10番阿久津則男君。

〔10番阿久津則男君登壇〕

○10番（阿久津則男君） 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議でございます。

去る3月8日、笠間署が名誉棄損で杉山清議員を水戸地検に書類送致いたしました。インターネット上で他人の誹謗中傷を書き込んだという、人として一番やってはいけないことであります。この件で小塚前議長との民事訴訟では、約145万円の支払い判決が出ております。

杉山議員は、以前、議員活動や議員の倫理に対して大変厳しい方でありました。町の行事に議員が欠席した場合、さらには、議場での議員の発言に対し、厳しく苦言を呈しておりました。しかし、令和2年6月定例会は、全員協議会から欠席し、最終日だけ出席しましたが、途中早退、その後、9月定例会、10月の戦没者慰霊祭、11月の臨時会、12月の定例会、そして今回の令和3年度第1回定例会の全員協議会、本会議の初日、一般質問日と、長期にわたり欠席が続いておりました。

議員が議会を欠席するときは、欠席届を提出する決まりになってはいますが、それすら出されておらず、先日の3月17日の予算特別委員会に出席し、過去に遡り欠席届を出したようではありますが、会議規則には、その理由をつけ当日の会議時刻までに議長に届けなければならないとなっております。普通であれば多少遅れても仕方ないことだとは思いますが、今までの杉山議員は、他の議員が欠席すると、届出がないと激しく非難しており、医者や診断書まで求めた事実がございます。これでは、他人に厳しく、自分に対して大変甘い身勝手な人物であると言えません。

また、この長期欠席中も議員報酬は支給され続けておりましたが、この報酬は制度上止めることはできません。議会を欠席しても議員報酬をもらい続けていたことに住民からの異論の声も多数届いております。

さらに、このインターネットでの誹謗中傷はまさに時事問題であります。3月10日の衆議院法務委員会においても、茨城6区選出の自民党の国光あやの議員がインターネットの誹謗中傷に対して、加害者を処罰する刑法について、時代に合った見直しを求めています。加害者の処罰に該当する侮辱罪や名誉棄損罪は明治時代から変わっていないことから、今の時代に合った形で見直してほしいと厳罰化を求めたとのことでございます。

本来、この種の案件は懲罰委員会を立ち上げ、懲罰に付するところでありますが、我々議会議員は選挙で選ばれた公人であり、町民の見本となるべき立場でございます。懲罰を

与える、受けるといったことではなく、自らが自分の犯した罪の重大さを認識し、自ら議員を辞職するよう求め、ここに決議いたします。

令和3年3月22日、城里町議会。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これから質疑を行います。

発議第2号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

ここで杉山 清議員の除斥につきましては、これを解除いたします。

〔12番杉山 清君着席〕

○議長（関 誠一郎君） 杉山 清議員に申し上げます。

ただいま動議がありました杉山清議員に対する議員辞職勧告決議は可決されましたことを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第31から日程第33まで、議会運営委員会及び総務民生常任委員会、教育産業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを一括議題といたします。

各委員長から会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。

-
- 報告第 1 号 城里町原動機付自転車試乗用標識の貸与に関する規則の制定
報告第 2 号 城里町防災行政無線個別受信機の設置及び管理に関する規則の制定
報告第 3 号 城里町水田農業構造改革対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
報告第 4 号 城里町宅地開発指導要綱の一部を改正する告示
報告第 5 号 城里町文書整理保存規程の一部を改正する訓令
報告第 6 号 令和 2 年度城里町地域間幹線系統確保維持対策費補助金交付要綱の制定
報告第 7 号 令和 3 年度城里町成人式延期に対する給付金交付要綱の制定
報告第 8 号 城里町新型コロナウイルスワクチン集団接種事業協力金交付要綱の制定
報告第 9 号 城里町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の制定
報告第 10 号 城里町鳥獣被害対策実施隊補助員設置要綱の制定
報告第 11 号 城里町元気アップ振興券（第 3 弾）事業実施要綱の制定
報告第 12 号 城里町元気アップ振興券（第 3 弾）事業補助金交付要綱の制定
報告第 13 号 令和 2 年度行政評価報告書
報告第 14 号 城里町財務書類 4 表（令和元年度決算）
報告第 15 号 令和 2 年度城里町教育委員会外部評価委員会点検報告書（令和元年度分対象）
報告第 16 号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第34、報告第 1 号 城里町原動機付自転車試乗用標識の貸与に関する規則の制定から日程第49、報告第16号 例月出納検査報告（12月、1月、2月執行分）の16件につきましては、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和 3 年第 1 回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言

ご挨拶を申し上げます。

11日間にわたりました議会定例会でありましたが、関議長の下、慎重審議をいただき、ご提案いたしました全議案につきまして可決決定をいただき厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、日ごとに暖かさを増す季節となり、新型コロナウイルス感染症につきましても1都3県における国の緊急事態宣言が解除されたところです。今後はワクチン接種に向けて準備を進めてまいります。議員各位におかれましては体調管理に十分注意され、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、会期中、終始熱心なるご審議と議会運営には格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議できましたことを心からお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位からのご指摘については十分に研究され、効果的な住民福祉の向上に尽力されることを望みます。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で、令和3年第1回城里町議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 3時33分閉会